

介護予防通所介護及び第 1 号通所事業シルバーハウスいちじま運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社ツーリスト開発が開設する指定介護予防通所介護シルバーハウスいちじま（以下「シルバーハウスいちじま」という。）が行う指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、「シルバーハウス いちじま」の生活相談員、看護師、准看護師、介護員その他の従業員（以下「生活指導員等」という。）が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 「シルバーハウスいちじま」の生活相談員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「シルバーハウスいちじま」において全体的な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることができるよう支援する。

- 一 事業の実施に当たっては、丹波市地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者から、すべての利用者について居宅サービス計画を受け取り、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称、所在地）

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 シルバーハウスいちじま
- 二 所在地 兵庫県丹波市上牧553番地
- 三 電話 0795-85-3066 FAX 0795-80-3900

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 「シルバーハウスいちじま」に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名

管理者は、それぞれ利用者に応じた介護予防通所介護計画を作成する。又自らも指定介護予防通所介護の提供に当たるものとする。さらに従業者及び利用者の申し込みに係わる調整など業務の管理を一元的に行い、又必要な指揮命令を行う。

- 二 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者に対する全体的な生活上の世話をを行うとともに日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

- 三 介護職員 1名以上

- 四 看護職員 1名以上

- 五 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は利用者が日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 「シルバーハウスいちじま」の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月、火、水、木、金、土曜日とする。年末年始休業を12月29日から1月3日までとする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時45分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前10時から午後4時までとする。

（利用定員）

第6条 指定介護予防通所介護の利用定員は次のとおりとする。

月曜日～土曜日1日当たり12名

（介護予防通所介護の内容）

第7条 介護予防通所介護の内容は次のとおりとする。

- 一 入浴及び食事の提供
- 二 健康チェック
- 三 生活相談
- 四 全体的な生活上の援助及び休養
- 五 機能訓練、日常生活を営むに必要な機能の減退を防止するための生活訓練、日常動作訓練及び日常生活を営むことができるよう必要な援助
- 六 送迎、利用者に対して居宅と「シルバーハウスいちじま」との間の送迎

（利用料等）

第8条 指定予防介護通所介護を提供した場合の利用料の額は、丹波市が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に介護保険負担割合証による自己負担額を乗じた額とする。

- 一 食費 1回につき 730円
- 二 おむつ代 実 費100円（同様の物と交換可）
- 三 キャンセル料 緊急性の無い理由による利用日当日のキャンセルは、食費と同額を請求する。
- 四 前項各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその家族に対して事前に文章で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、市島中学校区、春日中学校区の区域とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第10条 利用者は指定介護予防通所介護の提供を受ける際には、医師に診断や日常生活上

の健康状態等を指定介護予防通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第 11 条 生活相談員等は、介護予防通所介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに家族、主治医（利用者の居住区の開業医）に連絡し、適切な処置を行う。

又、必要に応じて救急車を要請する。

- 一 生活相談員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び指定介護支援事業者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第 12 条 「シルバーハウスいちじま」は、非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、防災訓練を地域住民の協力を得ながら年 2 回以上実施する等定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 13 条 「シルバーハウスいちじま」は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について生活相談員等に周知徹底する。
- （２）虐待の防止のために指針を整備する。
- （３）生活相談員等に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （４）前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

- 一 「シルバーハウスいちじま」は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市長に通報するものとする。

（運営に関する重要事項）

第 14 条 「シルバーハウスいちじま」は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 か月以内
- 二 継続研修 年 1 回

（秘密の保持）

第 15 条 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 一 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 二 サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家

族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(その他)

第16条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ツーリスト開発と「シルバーハウスいちじま」の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 24年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成 24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 26年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成 27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 1月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。

この規定は、令和 4年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 2月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 7月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 8月 1日から施行する。

この規定は、令和 5年 12月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 1月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 2月 1日から施行する。